

## 伊藤博文の憲法修業

——吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」を読む——

堅 田 剛

### 一 「スタイン、グナイストと伊藤博文」

論文「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、吉野作造の絶筆である。「改造」誌の昭和八（一九三三）年二月号に掲載されたが、吉野は翌三月の十八日に逝去した。後付け的な言い方になるけれども、吉野の憲政史研究はここで終わった。<sup>1)</sup>

「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、以下の各節で構成されている。まずはそれを示すことで、この論文の内容を概観しておこう。節番号のようなものは、とくに付されていない。

伊藤博文の欧洲に於ける憲法調査

スタインと河島醇・渡辺廉吉

グナイストと村田保

グナイストと伊藤博文

スタインと伊藤博文

伊藤は何に感じたか

貴顕高官の両師往訪

グナイスト、スタインの教説を知るべき文献

吉野作造は、論文の最後に、次のような断り書きを添えている。「私は更に続いて両師教説の概要を紹介し、これと日本憲法並に初期憲政思想との関係を比較論評してこの篇を終るつもりであつたが、予定の頁数を余りに多く超過したので、多少竜頭蛇尾の嫌があるがこれを以て擱筆しておく」。

ただし、「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、結果的に絶筆となつたが、けつして未完成の論文ではない。最後に加えられた断り書きは、吉野の学問的誠実さの現れ、そして今後の研究計画として読むべきであろう。この論文は、伊藤博文の憲法修業においてスタインとグナイストというドイツの二人の碩学が果たした役割について、当時としてこれ以上はありえない水準の研究成果であつた。

伊藤博文の憲法修業といったが、これは直接には、「伊藤博文の欧洲における憲法調査」を意味する。明治十五(一八八二)年三月十四日に横浜港を出帆して以来、翌年八月四日に東京に帰還するまでの、往復の旅程を差し引いても正味約一年間の調査旅行であつた。学者の留学ではない。参議中の第一人者の、前代未聞の研究旅行である。形式的には天皇の詔命による派遣であつたけれども、ときの最高権力者が憲法制定の重責をみずから引き受け

て、ヨーロッパに旅立ったのである。

明治国家のための憲法制定の構想は、すでに政府内において進められていた。だが方針が明確になったのは、明治十四年の政変以降とすることができる。すなわち、伊藤博文はイギリス派の大隈重信を政府から放逐し、天皇は憲法の制定と国会の開設の詔勅を出した。また、井上毅はドイツ学の奨励を進言した。明治十四(一八八一)年中のこうした一連の出来事により、憲法制定の方針は事実上確定したといえる。ヨーロッパの憲法に範を求めるとすれば、自由民権運動に対抗するためにも、共和制のフランスや議院内閣制のイギリスではありえず、明治維新とほぼ同時期に帝政を樹立したドイツということになる。伊藤の渡欧は、自身の目でそれを確認するためであった。

随員は、山崎直胤、伊東巳代治、河島醇、平田東助、吉田正春、三好退蔵、西園寺公望など。ただし、途中帰国した者や別途調査に当たった者もおり、吉野作造によれば、「常住形影相伴うて機密にも参した」のは伊東巳代治のみであった。<sup>③</sup> また仏学や英学ではなく独逸学の移入を進言した井上毅は、伊藤博文の表現に因れば、「漢学の素養深き人であるから、彼を日本に残して国体上に憲法政治の適合する研究を依頼」した。<sup>④</sup>

実際の憲法制定作業では、日本に留まった井上毅と、終始伊藤に同行した伊東巳代治とが、核心的な機密事項に携わることになる。吉野個人にとっては、憲法制定史の研究において、とくに伊東巳代治の証言に期待することが大きかった。というのも、大正七(一九一八)年のこと、国家学会創立三十周年の記念事業において、吉野が憲法制定の経緯につき伊東の証言を要請した際、頑として聞き入れられなかったという苦い経験を有しているからである。吉野が明治文化研究を始めたのは、そのときからであった。<sup>⑤</sup>

「スタイン、グナイストと伊藤博文」には、それ以来の怨念が込められている。とはいえ、その後も事態はあまり変わらず、吉野が主たる資料にしたのは、末松謙澄の「伊藤公の欧洲に於ける憲法取調顛末」であった。末松は

随員ではなかったけれども、当時イギリスに留学しており、伊藤博文と連絡を取りながら憲法調査を補助した。ナポリに上陸して以来の伊藤博文の動向を知るうえで、末松論文は貴重な証言を遺している。

すでに言及したように、伊藤博文は明治十五(一八八二)年から翌十六年にかけてヨーロッパに滞在した。吉野作造は、末松論文などをもとに、その足跡を検証した<sup>6)</sup>。吉野によれば、伊藤の行程はおよそ次のように整理できる。

- 三月十四日 横浜港を出帆。
- 五月十六日 ベルリンに到着。
- 八月八日 ウイーンに到着。
- 八月二十八日 ドイツ皇帝に陪食。
- 八月三十日 パリで有栖川親王を出迎。
- 九月十一日 ウイーンに帰着。
- 十月一日 ウイーンで有栖川親王を出迎。
- 十一月四日前後 ベルリンに帰着。
- 十二月二十七日～一月五日 南ドイツを旅行。
- 二月十九日 ベルリンを出発。
- 三月上旬 ロンドンに到着。
- 五月 ロシア皇帝戴冠式に参列。

六月早々 ロンドン港を出帆。

八月四日 東京に帰着。

「スタイン、グナイストと伊藤博文」の最大の功績は、伊藤博文の憲法修業の実態を解明したことにある。とくに伊藤の行程を明らかにした点が大い。それによって、伊藤が何を目指してヨーロッパに行き、そこで誰から何を学んだかが実証されたからである。もとより、参議中の最大の実力者となった伊藤博文が「憲法取調」のためにヨーロッパに行ったこと自体は、当時にあつてもよく知られていたことであつたろう。しかしながら、単なる物見遊山の視察旅行ではなく、参議みずからが直接に彼の地の憲法を学んできたという事実は、吉野作造の憲法制定史研究によつて初めて解明された。

伊藤の旅程を明らかにすべく、吉野が参照した文献は次の四点であつた。すなわち、末松謙澄「伊藤公の歐洲に於ける憲法取調顛末」、『孝子伊藤公』、『伊藤博文秘録』、『有栖川二品親王欧米巡遊日記』である。このうち、末松論文は大正元(一九一二年)の『国家学会雑誌』において公表された。『孝子伊藤公』は、同じく末松によるもので、明治四四(一九一一年)年に博文館から刊行されている。『伊藤博文秘録』は正統の二巻あるが、平塚篤が編纂して昭和四(一九二九年)と翌五年に春秋社より公刊された。また『有栖川二品親王欧米巡遊日記』は、随行の林董により明治十六(一八八三年)に回春堂から出版された(ただし、吉野は「巡遊」ではなく「巡回」と記している)。

吉野が「スタイン、グナイストと伊藤博文」を執筆するに際して参照したのは、いずれも公刊の文献であつて、とくにどこかに秘蔵された資料などではない。唯一人「常住形影相伴うて機密にも参した」伊東巳代治の証言に期

待するところはあつたにせよ、たとえそれが得られなくとも、既存の文献を読み込むことで、伊藤博文の旅程度は復元できる。吉野の論文には、そうした気概が漲っている。

憲法取調の日程を分析することで証明されたのは、伊藤の憲法修業がドイツ憲法のみを対象としたこと、およびドイツ憲法をシュタインとグナイストから直接学んだこと、である。吉野作造は、「スタイン、グナイストと伊藤博文」において、ほとんどそのことだけを論じた。

たとえば、『続伊藤博文秘録』によれば、伊藤自身は訪欧の成果について次のように報告している。

「其際一年半有余の歳月を費し、独逸、奥太利、白耳義、仏蘭西、英吉利諸国を巡廻し、或は其の国に有力なる政治家又は大学を主宰する憲法学者等と討論攻究を盡して、歐洲諸国が封建から憲法政治に遷つた歴史、及び憲法政治の各種の主義を、力の及ぶ限り調査して帰朝し、而して日本の国体に適合する丈の区域に於て、漸く憲法の草案を起稿することとなつたのである。」<sup>77</sup>

これは後年の演説であるから、もともと割り引いて解釈していい資料である。しかし吉野作造は、この言明と実際の旅程を比較して、伊藤の憲法修業はもっぱら「独逸」と「奥太利」<sup>オーストリア</sup>においておこなわれたのであって、「白耳義」<sup>ベルギー</sup>でも「仏蘭西」<sup>フランス</sup>でも「英吉利」<sup>イギリス</sup>でも憲法取調に費やす時間的余裕がなかったことを証明した。詳細については省略するけれども、吉野は伊藤の旅程を再現することだけでもって、憲法制定の隠された方針をみごとに描き出したのである。

「斯う考へると伊藤は仏に学ばず英に学ばず白を顧みることなく又物見遊山に寸陰を吝んで滞欧正味一ケ年の大半を伯林と維納とに過ごしたことが明白である。私の推計によると維納でスタインに師事せるは仏国旅行を除き凡そ二ケ月、また伯林でグナイストの門を叩いたのは夏休前を約二ケ月とし夏休後を三ケ月強とする（冬休を除く外する）、双方通計七ケ月だ。その間わき目もふらずスタイン、グナイスト一点張りで攻究調査をすゝめたところに異色がある。」

伊藤博文の憲法修業は、「スタイン、グナイスト一点張り」であった。このことは必ずしも吉野作造の発見といえないけれども、<sup>(9)</sup> 旅程をもとにそれを実証した点は評価すべきであるだろう。伊藤は伯林のグナイストと維納のスタインから、いずれもドイツの憲法を学んで帰国した。ドイツの憲法、というよりグナイストとスタインが、かくまで伊藤を魅了したのはなにゆえであったのか。

## 二 グナイストと『西哲夢物語』

吉野作造がスタインの名前を先に挙げる理由は不明だが、伊藤博文がまず師事したのはベルリン大学のグナイストであった。グナイストについては、吉野が非常に要領のいい紹介をおこなっている。

「グナイスト（ルドルフ・フォン）[Rudolf von Gneist] は生粋の伯林児。一八一六年に生れ一八九五年に死んだ。スタインよりたゞ一つ年下なのに、伊藤がひとり後者の高齢を云々するは（この事後に出る）グナイストの

方は年に似合はず元気で若々しかつたからであらう。グナイストは元来サヴィニーの門人で羅馬法の専門家だ。私講師となり(一八三八)員外教授となり(一八四四)更に正教授に進んだのも(一八五八)この専門を看板にしてだ。所が一八五十年代から急に政治に興味を感じ従来兼職のやうにやつてゐた裁判官をやめて普国(プロシヤ)下院に入り又後には帝国議会にも進出して共に華々しい活動をつけた、且つこの頃から研究の興味も公法方面に転じ、英国の憲法と行政法並に憲法史に就いては数部の古典的声価をうたはるる著述をのこしてゐる。遠く日本にまでは鳴りひびいて居ないにしても歐洲に於て当時第一流の令名を博し居れることは怪しむに足りない。<sup>(10)</sup>」

グナイストは、私法学から公法学に転じた。換言すれば、サヴィニー流のローマ法学からヘーゲル流の国家学に転向した。そこには、彼の母国プロイセンによるドイツ統一という、政治的現実が決定的に影響しているだろう。ドイツ帝国の成立直後には、グナイストは宰相ビスマルクに協力して、プロイセンの行政改革を推進した。いわゆる「ビスマルクⅡグナイストの改革」(die Bismarck-Gneisische Verwaltungsreform)である。その学問的根拠となったのは、「自治」(Selbstverwaltung)論や「法治国家」(Rechtsstaat)論であつた。<sup>(11)</sup>グナイストは、プロイセン王国およびドイツ帝国の近代化に当たって、憲法学ないし行政法学の視点から最大の貢献をおこなつた。

もっとも、ベルリンに直行したとはいへ、グナイストに師事することが事前に計画されていたわけではない。グナイストの令名は日本においてはいまだ知られていなかったからだ。吉野が紹介するのは尾佐竹猛の『日本憲政史』であるが、それによれば、伊藤にグナイストを推挙したのは、ドイツ公使の青木周蔵であつた。青木は役職上ビスマルクとも交流があつたから、ビスマルク自身がグナイストを推薦した可能性もある。また随員の村田保がグナイストに教えを受けたことも、影響したことだろう。



東洋からの突然の珍客に接してグナイスト自身も戸惑っただろうが、伊藤博文一行も、当初はグナイストの対応に期待はずれの感を抱いたようだ。随員の吉田正春の証言にしたがえば、伊藤が日本憲法編纂のために「参考になる材料」を要請したところ、グナイストは次のように対応したとされる。

「それは遠方から独逸を目標にお出でくださったのは感謝の至りだが、憲法は法文ではない。精神である、国家の能力である。余は独逸人であり、且歐洲人である。歐洲各国の事は一通り知つて居る、独逸の事は最も能く知つて居る、が遺憾ながら日本国の事は知つて居ない。それも研究したら解るだらうが、先づ余から日本の事をお尋ね致さう、日本国の今日迄の君民の実体且は風俗人情、其他過去の歴史を明瞭に説明して貰いたい。それに就て考へて、御参考になる事は申述べても宜い。それを申上げるけれども、確か夫が貴君の御参考になるか如何か、憲法編纂の根柢になるか如何かは余に於て自信はない。」<sup>12)</sup>

グナイストの言は、まったく正しい。法を歴史と一体とみる立場はサヴィニーの歴史法学を想起させるし、憲法を精神とみる視点は、ヘーゲルの法哲学を想起させる。いずれにせよ、ドイツの憲法が民族精神の顕現であるとするれば、ありうべき日本の憲法も固有の民族精神、つまりは歴史を踏まえたものでなければならぬ。遠い異国のために、ただちに憲法編纂の方法を教示できようはずがない。グナイストは、まず日本の歴史を説明することを要求した。これに対して、伊藤は「日本にはまだ正確な歴史が出来て居ない」と返答した。伊藤博文の完敗であった。

グナイストの態度は、随員たちには尊大なものと映つたようだ。吉田正春の談話によれば、「一同はホテルへ歸つて憤慨したが、河島醇氏が怒つて、それならば維也納へ行つてスタイン博士に就いて相談して見ようぢやない

か」ということになった。<sup>13)</sup> 吉田の論調は、伊藤博文がグナイストに失望して、ただちにスタインのもとを訪れたかのようなのである。

ところが、伊藤博文の滞欧日程を調べると、事情はだいぶ違う。吉野作造の推計によれば、伊藤がスタインに師事したのは夏休みの約二か月間であり、グナイストには夏休み前の約二か月と夏休み後の約三か月の計五か月間も師事したからである。要するに、伊藤は痛いところを突かれながらも、実際にはグナイストのもとに留まり五か月もの長期にわたって学んだということである。グナイストが夏季休暇に入ったので、やむをえず休みを利用してスタインを訪れた、とさえ解せないこともない。伊藤博文の憲法修業は、まずはグナイストを教師として開始されたのであった。

吉田談話との食い違いについて、吉野作造は次のような推測を加えている。すなわち、たとえグナイストとの面会第一日にそうした出来事があったとしても、伊藤はすぐさま「日本国史の概要・維新事変の沿革から憲法制定の議の起るまでの概略を手際よくまとめてグナイストに見せたに相違ない」。その結果、「面会第二日目からは、むしろ意気投合して友好的な関係を築いたというのである。<sup>14)</sup> 吉野の推測にも難点が残るが、しかし、グナイストの憲法講義がとにかくも始まったことは事実である。

グナイストの講義は、ドイツ語でおこなわれた。聴講したのは、伊藤博文のほかには、随員の伊東巳代治と、通訳を務めた青木周蔵の三名のみであった。他の随員は分担して行政や財政の調査に当たり、講義には出席していない。グナイストの講義と並行して、彼の弟子のアルベルト・モッセによる講義もおこなわれた。伊藤博文の岩倉具視宛て書簡には、「独逸ニテ有名憲法学者グナイストニ就テ、一週間三回宛ノ談話ヲ為スヲ得、外一法師ト共ニ、一週間三回宛独逸国ノ憲法ヨリ、政府百般ノ組織、地方自治ノ限界等ニ至ル迄、法学上ノ順序ニ拠リ、講窮仕」と

ある。

「有名憲法学者」グナイストは憲法の「総合的講説」をおこなない、「一法師」モッセは「憲法正文の逐条講義」をおこなったようである。<sup>15</sup> 第一日目のグナイストの言明に絡めれば、グナイスト自身は憲法の「精神」を、モッセは憲法の「法文」を講じたということだろう。

グナイストとモッセによる憲法講義の詳細は、「大要不残筆記」したはずだが、今日にいたるまで公表されていない。筆記役は伊東巳代治であったので、「原本は多分現在伊東伯爵家に秘蔵されて居るのであらう」というのが、吉野作造の推測である。<sup>16</sup> そもそも吉野の明治文化研究は、伊東巳代治に憲法制定関連の証言を拒絶された苦い経験から始まった。ここでも筆記録の秘蔵問題が、吉野の前に立ちはだかった。筆記原本の所在についての吉野の文章は、伊東巳代治への怨念を秘めている。

ところがグナイストの憲法講義について、吉野の執念は、ある歴史的資料の発見に到達した。それはまさしく憲法講義の詳細を伝えるものであり、しかもその出所について、当の伊東巳代治の失態をも窺わせるものであった。すなわち、『西哲夢物語』の発見である。

『西哲夢物語』は、明治二十(一八八七)年に流布した秘密出版物である。自由党系の活動家たちによって、条約改正反対運動の渦中、直接には憲法制定作業に打撃を与えるべく出版された。<sup>17</sup> 吉野作造も、もちろんそのことは知っていたはずだが、彼が実際に『西哲夢物語』を入手しえたのは、後年、古本屋の店先においてであった。吉野はこれを『明治文学全集』に収録した。

『西哲夢物語』は、「グナイスト氏談話」「普魯西憲法」「日本憲法原規」の三種の資料を合綴した出版物であった。ただし、それぞれの表題は『明治文学全集』の「校者」つまり吉野作造他が付したもので、原本にはみられない。

い。それだけに、この三つの資料がある連続性をもって、一つの物語を紡ぐ仕掛けになっている。すなわち、「自分」(名前不詳のドイツ人学者)が日本人にドイツの憲法論を講義し、これを受けて普魯西憲法プロイセンを参考に、日本憲法が構想された、という物語である。これはけっして夢物語ではなく、まさに伊藤博文を中心に、同時進行的にそのような憲法が制定されつつあった。極秘事項が暴露されたことによる、政府の衝撃は甚大であったにちがいない。

「グナイスト氏談話」の聴き手、「普魯西憲法」の翻訳者、「日本憲法原規」の正体など、『西哲夢物語』にまつわる問題は多岐にわたるが、ここでは第一の「グナイスト氏談話」に限って検討しておきたい。

『明治文化全集』に収録された「グナイスト氏談話」は、影印判ではないということもあるが、「校者曰」などとして注が入ったり句読点や返り点が挿入されたりしており、必ずしも原本『西哲夢物語』に忠実なものではない。とりわけ第一の資料の冒頭に、原本にはない「グナイスト氏談話」なる表題が断りなしに付加されている点は、第二と第三の資料には「此表題校者附之」と注記されているのと比べても整合性を欠く。「グナイスト氏談話」と表記された資料が、あつさり種明かしされて、まさにグナイストによる憲法講義の筆記録であることを示すのはいいのだが、かえって謎解きの楽しみを減殺してしまう。校訂は吉野作造本人ではなく、明治文化研究会同人の今中次麿がおこなった。

それはともかくとして、「グナイスト氏談話」がグナイストによる憲法講義そのものであることは疑いない。冒頭に、「モツセハ学問上ヨリ巨細ニ可申上自分實際上ヨリ大体ノ事コトテ可申」とあるからだ。モツセに逐条的な講義をさせ、これと並行して総論的な講義をする「自分」とは、モツセの師であるグナイストを指して他にはいない。つまりこれは、グナイストとモツセによる憲法講義のうち、紛れもない、グナイスト講義の筆記録なのである。

内容は、第一回(十月二十五日)から、第二十回(三月三十日)にまで及んでいる。憲法の要諦について、グナリストが日本の事情にも配慮しながら講じており、口語体とはいえないまでも、グナリストの口調をできるだけ忠実に再現した、という体裁である。もとより、グナリストの講義はドイツ語でおこなわれたから、それを誰かがドイツ語のまま筆記し、各回の講義終了後、誰かがただちに日本語に翻訳して、次回に備えたものである。「談話」なる表題から予想されるような軽めの雑談でもないし、全体としては一方向の講義であつて質疑応答はほとんどない。

具体的な内容にも、少々立ち入ってみよう。各回の講義内容を端的に紹介するとすれば、次のようになる。数字は第何回目の講義であることを示し、表記については原文の用語を活かすことにする。①国会の開設、②議院の危害・困難、③国の基礎、④邑の首長、⑤県制、⑥中央政府の組織、⑦参事院、⑧上院、⑨下院、⑩国憲の定立、⑪憲法の改正、⑫選挙法の可否、⑬日本憲法の制定、⑭王家の事蹟、⑮王の位地、⑯行政の根原、⑰大臣の責任・権限、⑱党派論、⑲普国の憲法、⑳普国の憲法(続き)。みられるように、大部分は憲法条文ではなく、憲政上の基礎理論と解すべきものである。

しかし、最後の二回分だけは、実際の「普国ノ憲法」つまりプロイセン憲法を下敷きにして、文字どおり逐条的に、日本憲法への採否の妥当性について論じている。すなわち、プロイセン憲法の各条文について、「日本モ此通ニテ可然」「全ク削ルベシ」「上半分ハ此通ニテ可然、下半分ハ可削」などと、きわめて直截的な提言が連ねられている。しかも、この講義は、「日本ノ憲法ハ普ノ半分弱ニテ事足ルベシ如此ニテモ開化ノ国ト言フ可キ也」という言葉で締め括られる。<sup>19)</sup>すなわち、プロイセン憲法に必要な取捨選択を加えれば日本憲法の速成も可能だ、全五十条程度の憲法でも日本は文明国になれる、という提言なのである。

以上の「グナイスト氏談話」について、発見者の吉野作造は、当初、これこそ伊藤博文に対する憲法講義の筆記録であると考えた。しかし後になってこれを撤回し、伏見宮貞愛親王が訪独時に受けたグナイスト憲法講義であると訂正した。したがって、「スタイン、グナイストと伊藤博文」の文末でも、それは伊藤が聴講したものではないことを強調している<sup>(20)</sup>。

しかし、その根拠は必ずしも明瞭でない。おそらく最大の理由は、「グナイスト談話」の日付(原本には年が記されていないので月日)が、伊藤の滞独時期と合わないということだろう。だがその点を除けば、なお伊藤の聴いた講義とすることも不可能ではない。そもそも、伊藤とは別の機会に、伏見宮もグナイストとモツセの並行講義を聴いたのだろうか。伏見宮に、グナイストだけで二十回にもおよぶ憲法講義を聴く必然性があったのだろうか。しかも、伊藤が聴いた講義と伏見宮が聴いた講義について、二種類の日本語訳が存在するというのだろうか。別の機会に、さらに検証してみたい。

たとえ「グナイスト氏講義」そのものは伏見宮が聴いたものであったとしても、これと同様の講義を伊藤が聴いていたことは確実である。

### 三 スタインと「デモカラ主義」

伊藤博文の日程をみるかぎり、彼の憲法修業は大部分がベルリンのグナイストおよびモツセのもとでおこなわれたのであって、ウィーンのスタインへの師事はその合間を縫っておこなわれたかようである。河島醇は、伊藤がグナイストに失望してスタインに頼ったかのようにいうけれども、事實はそうではなかった。

とはいえ、スタインに師事したこと自体は、けっして無駄ではなかった。スタインとは誰か。吉野作造は、こう紹介している。

「スタイン（ロレンツ・フォン）[Lorenz von stein] は本来は独逸の人だ。一八一五年の生れだから伊藤の会つたときは六十八歳である（死んだのは一八九〇年）。三十歳の頃キール大学の教授となつたが或る政治的陰謀にからんで罷められ、<sup>(マ)</sup> 奥国にのがれそれから維納大学の教授となり一八五五年から八八年までその地位を保つた。独逸本国に居つた時代には仏蘭西の社会運動に関する著書が多かつたが、奥国に往つてからは国家学・経済学・財政学・行政学等の著述が多い。<sup>(2)</sup>」

グナイストについてと同様、簡にして要を得た人物紹介である。文中の政治的陰謀とは、シユレスヴィヒ・ホルシユタイン両公国の帰属問題に関して、スタインがデンマークの支配に抗してドイツの主権を主張したことを意味する。デンマークの支配が回復したことにより、スタインはキール大学を罷免された。

スタインについても、ヘーゲル国家学の影響が顕著である。とくにスタインの「社会王制」(soziales Königthum) 論は、ヘーゲルの君主論を反映しており、世襲の君主が社会の階級対立を超越的に和解させる機能や、君主制と官僚制との相互補充機能を内包している。<sup>(2)</sup>

伊藤博文がスタインのもとを訪れたのは、河島醇や渡辺廉吉がすでに彼に学んでいたことによる。いずれも在ウィーン公使館の書記官であった。伊藤がグナイストに失望したとは思えないが、スタインを訪れたことについては、スタインがグナイストも一目置くほどの行政学者であることを知ったからであろう。

スタインもまた、伊藤博文に対して講義形式で教示した。このときも伊東巳代治のみが陪席した。スタインは英語で講義し、筆記録は伊東が作成した。その所在はわからないが、内容は、外交・経済・法律・海軍・陸軍・教育・司法などにおよんだようである。<sup>23)</sup>

伊藤博文が聴いたスタイン講義の内容は、伊東巳代治の筆記録が出てこない以上、正確にはわからない。吉野作造は、「スタインの講説」を知るための参考文献として、小松宮彰仁親王の『スタイン師講義筆記』、黒田清隆の『環游日記』、海江田信義の『須多因氏講義』の三点を挙げている。<sup>24)</sup>だが、これらはいずれも伊藤博文の帰国後のもの、つまり伊藤によってスタインの名声が日本におよんで以降のものであることに留意する必要がある。後述するように、伊藤によってスタインの日本招聘が進められたこともあって、スタインも多分に日本を意識した講義をおこなっている。

伊藤が実際に聴いた講義内容は、前掲のものよりも河島醇が聴いた講義から推測したほうがいいかもしれない。河島はかつてスタインの講義を聴いて感銘し、このこともあって、伊藤博文に対してスタインに聴講すべきことを強く進言した。伊藤訪欧団の帰国後の明治二十二(一八八九)年であるが、河島は『憲法及行政法要義』を出版して、スタインの講義内容を公表した。これには、河島自身もとのドイツ文を英文に翻訳しておいたものを、古田新六に重訳させて日本文にしたという経緯がある。河島がなぜ英訳に留めて直接に日本語訳をしなかったのかは不明だが、あるいは伊藤が英語でスタインを聴講したことと関係があるのだろうか。

吉野作造は『憲法及行政法要義』に言及していないが、参考までに概要のみ記しておく。全体は憲法要義と行政法要義から成っている。憲法要義部分は、「憲法の考究」「国家及国家法」「憲法の思想及憲法的国家法」「憲法の制定」「憲法の立法権」の各章に分かれる。また行政法要義部分は、「総論」「行政上組織の主義及制度」「諸官衙」の



各篇から構成されている。

注目すべきことに、『憲法及行政法要義』には、附録として「スタイン氏憲法草案」が収載されている。これが何時、何のために作られたか、その詳細はわからない。だが時期に関していえば、河島潤への講義の際に提供されたとするよりは、伊藤博文への講義以降に作成されたと解するほうが自然だろう。スタインからすれば、河島のよな若き外交官のために、憲法や行政法の個人授業をおこなうのはともかくとしても、それ以上にわざわざ憲法案までを提供する必然性は認められないからである。それよりは、参議筆頭の伊藤博文がスタインのもとを訪れたのを契機に、伊藤の求めに応じて憲法草案を書いた可能性のほうがはるかに高いのではあるまいか。

なにしろ、伊藤はすでにグナイストから系統的に憲法講義を受けており、その合間の夏休みを利用してグナイストを訪れたのである。グナイストは、伊藤博文に対して憲法案までは提示しなかった。しかし、スタインはそこまですぐ踏み込んで、表現は悪いが、伊藤の飲心を買ったのかもしれない。

推測ばかりではあるけれども、「スタイン氏憲法草案」を中心にみれば、『憲法及行政法要義』そのものが河島醇ではなく、まさに伊藤博文を前におこなった講義をまとめたものにもみえてくる。もとより内容は講義筆録そのものではなく、講義を再編成した「要義」であるのだが、かえってそれだけに、伊藤への講義を彷彿とさせるのである。

講義の実際はともかく、スタインについて吉野が強調するのは、日本への招聘計画である。グナイストに関してそうした計画がなかったから、伊藤はそれだけスタインに期するところがあつたということだ。明治十五年十月二十三日付の井上馨宛書簡の中で、伊藤博文はスタイン招聘の理由を述べている。

「スタイン備入の事は近日電報にて相伺可申積に御座候処此儀は国家為将来屹度其効驗有之儀と奉存候故偏に御助力懇願仕候、勿論同人の如き大学者にしてモナルキツカル、プリンシプルを主唱する者は世界に多人数は無之大概ハ流行に附和したるデモカラ主義の学者多く我国に輸入して寸益も無之候(中略)愈々スタイン雇入御許可の上は政府のアドバイセルにして学問上のシステムをレホルム為致候事も傍ら為致従事度、人民の精神を直すは学校の本より改正するの外無之候」<sup>25)</sup>

盟友の井上馨に宛てた手紙だけに、伊藤博文の真意は明らかである。国内の「デモカラ主義」つまり民主主義の流行に抗して、「モナルキツカル、プリンシプル」つまり君主主義の原理を導入するべく、スタインを招聘しようというのである。さらに付言すれば、民権派がフランスやイギリスの政治思想に影響されているとすれば、これに對抗するためにはドイツ流の君権主義に学ぶ必要があるということだろう。伊藤が政治家として秀でていたのは、それを表面的な学説の輸入ではなくて、教育制度の「レホルム」つまり学制改革にまで立ち入って言及している点である。そのためにこそ、スタインの政府雇用が必要だというのである。

すでに明治十四(一八八一)年には独逸学協会が発足していたが、伊藤博文は同十九年に帝国大学を創り、翌二十年には帝国大学法科大学に国家学会を設立させた。この三十周年事業での苦い経験が吉野作造をして明治憲政史研究に向かわせたことは、すでに述べたとおりである。民本主義の旗手として華々しく登場した吉野が、絶筆となった「スタイン、グナイストと伊藤博文」を書きながら「デモカラ主義」なる言葉に遭遇したとき、いかなる心情を抱いたかはわからない。吉野の筆は淡々と進み、伊藤の「デモカラ主義」批判にもけっして反発していない。かえって、スタイン招聘計画が「主として文教組織立案の顧問」としてのものであったことを強調している。<sup>26)</sup> 少な

くともこの側面において、吉野は伊藤の慧眼を評価していることだろう。

なお、文教政策に関して、伊藤博文は滞欧中にパリとロンドンでイギリス公使の森有礼に会っている。伊藤はこのとき森に文教行政を託したというのが、吉野はこれとスタイン招聘とを結びつけようとして、すぐに否定している。伊藤と森の教育観、というよりスタインと森の教育観は、簡単に折り合いそうにはないからだ。そればかり、吉野作造によれば、森は伊藤にこう進言したという。「この時森は伊藤に対し、憲法をつくり国会をひらくもい、併しその成功する第一の基本要件は国民智徳の程度如何である、民度今日の如くして如何して憲政有終の美を済すことが出来るか、先決の急務として大に教育の振興をはからねばなるまいと熱心に説いたそうである」。

これは森有礼の言葉ではなく、吉野作造自身の言葉であろう。とくに「憲政有終の美を済す」の部分は、吉野のあまりにも著名な論文である、「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」および「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」を想起せずにはおかない。吉野はここで森に仮託して、憲政の確立のためには教育の振興が不可避であることを論じているのである。何度も指摘するように、「スタイン、グナイストと伊藤博文」は吉野の絶筆である。吉野が執筆中に死期を覚っていたかは知るよしもないが、後からそれを読めば、森有礼の進言なるものは、実は吉野作造その人の遺言にもみえてくる。

「憲政」と「デモカラ主義」は、いかに調和しうるか。これは吉野個人にとっても難問であった。「民度」を見据えた教育が必要だからである。吉野はこの観点から、伊藤博文によるスタイン招聘計画に注目している。

もつとも、スタイン招聘は実現しなかった。スタイン自身が、高齡を理由に日本行きを断つたためである。だが彼は、日本公使館の顧問のような立場に就くことは承諾した。ウィーンには留まるけれども、必要に応じて日本政

府の諮問に答えるし、日本の要人がウィーンを訪れた際には面談に応じる、ということであろう。

これ以降、ウィーンのスタインのもとには多くの日本人が訪れた。「スタイン詣で」と呼ばれたその現象は、その言い方自体にある種の皮肉が込められている。伊藤博文はともかくとして、その後の訪問者の中には、必ずしも勉強のためではなく、単なる物見遊山ではないとしても、もっぱら箔付けのためにスタインを訪れた者も多かったのではなからうか。

#### 四 グナイスト、スタイン両氏の「守旧」

まだウィーンに滞在中の明治十五（一八八二）年八月十一日付で、伊藤博文は岩倉具視に宛てて手紙を出した。伊藤博文がみずからの憲法修業についてその成果を報告した書簡だが、その中のしばしば引用される有名な文章を、吉野作造もまた引用している。

「博文来欧以来取調候廉々は手紙に盡兼候故不申上候処独逸にて有名なるグナイスト、スタインの両師に就き国家組織の大体を了解する事を得て皇室の基礎を固定し大権不墜の大眼目は充分相立候間追て御報道可申上候実に英米仏の自由過激論者の著述のみを金科玉条の如く誤信し殆んど国家を傾けんとするの勢は今日我国の現情に御座候へ共之を挽回するの道理と手段とを得候は報国の赤心を貫徹するの時機に於て其効験を現はすの大切なる要具と存じ心私かに死処を得るの心地仕将来に向ひ相楽み居候事に御座候」<sup>(28)</sup>

「死処を得るの心地」とは、尋常な表現ではない。伊藤博文にとって、グナイストとスタインの憲法講義は、それほどに成果の大きなものであった。伊藤はグナイストとスタインに就いてドイツの憲法学を学び、「国家組織の大体」ないしは「大権不墜の大眼目」を了解した。ことの当否は別として、「英米仏の自由過激論者」つまり日本の自由民権論者の思想に対抗しうる「道理と手段」を得たと自負するのである。

伊藤博文の自負を支えた「道理と手段」に関して、吉野作造はやはり滞欧中の書簡を引き合いに出しながら、グナイストとスタインのそれぞれの学説のうち伊藤が何に感激したかを示唆している。

グナイストとの関連で吉野が注目するのは、宛先不明の伊藤書簡の断片である。その中には次の一節がみられる。「殊ニ此国ハ百事規律ノナキ者ナク、殆ンド一大器械ヲ創置シ、百般ノコト此ニ依テ動クガ如ク、故ニ帝王ハ其器械中ノ一部分ノ如ク憲法上ニテハ見エ候得共、実ハ決シテ其部中ノ者ニアラズ、此器械ヲ運転シテ、百事凝滞「ナカラシムルノ主宰者ナリ」<sup>29</sup>。伊藤の理解によれば、ドイツは「一大器械」であり、帝王は憲法上は「器械中ノ一部分」にみえるが、実際には器械の運転者だといっているのである。機械論的な国家論とも解せるが、むしろ有機体論的な国家論であるだろう。帝王つまり君主についても、国家の主宰者というよりは、少なくとも憲法上は有機体の一機関という理解である。

次にスタインに関しては、ウィーン到着の翌日に岩倉具視に向けて書かれた書簡がある。吉野はそこから以下のように引用している。「況ンヤ、君主ハ立法行政ノ大権ヲ親ラ掌ドリ、君主ノ認可ヲ得ズシテ一モ法律ト為ル者ナク、君主ノ許諾ヲ得ズシテ一モ施設スルコトナキノ主脳タルニ於テヤヤ。由是觀之、邦国ハ即チ君主ニシテ、君主乃チ邦国ト云可ナリ。然レドモ擅政ト異ル者アリ。立憲君主ノ国ニ在テハ、立法ノ組織(即チ議院ナリ)行政ノ組織(即チ各宰相ノ協同ナリ)及ビ十般ノ政治、皆ナ一定ノ組織、紀律ニ随テ運用スル、是ナリ」<sup>30</sup>。君主は国家そ

のものであり君主の大権は立法と行政を支配すると認めながら、伊藤は君主の擅政を否定し「立憲君主ノ国」を標榜する。そのうえで、立法とは議会であり行政とは内閣にほかならないことを、念押しするのである。

「器械中ノ一部分」論は、グナイストというよりはスタインの君主機関説のようにもみえるし、議会と政府に優越する立憲君主論は、スタインではなくグナイストの法治国家論のようにもみえる。それは多分、伊藤博文の理解不足によるものではない。グナイストもスタインも、青年期にヘーゲル法哲学の影響を受けている。ヘーゲルによれば、近代的官僚によつて支えられる法治国家の最終意志は、君主によつて裁定される。このうち、官僚制はグナイストに継承され、君主制はスタインに継承された。だがこれらは根底では一体のものであり、グナイストとスタインの国家論は交換可能なものであったのかもしれない。

吉野作造は、グナイストとスタインの各々の憲政理論に立ち入つて、伊藤博文の理解の可否を検討しているわけではない。少なくとも伊藤博文自身は、グナイストとスタインとともにドイツの大法学者として、とくに優劣を論ぜずにまとめて受け入れた。これを受けて、吉野作造もまた、伊藤を軸にグナイストとスタインを等分に論じている。「スタイン、グナイストと伊藤博文」はそうした論文であり、吉野は伊藤と同様に、実はグナイストとスタインを区別してはいないのである。

伊藤がグナイストとスタインのそれぞれから影響を受けたとして、吉野は二通の書簡を引き合いに出す。すでに紹介したが、一通は宛先不明の手紙、もう一通は岩倉具視宛の手紙である。第一の手紙には「国権取調ハ追々相渉、二ヶ月半之間ニ」とあり、第二の手紙には「着欧以来、僅々二ヶ月半ニ御座候へ共」とあつて、日付は八月九日と記されている。すなわち、同時期に書かれた書簡である。第二の手紙がウィーン到着翌日に書かれたことは明らかだが、吉野は第一の手紙を「維納へ出発する直前のもの」、つまりベルリンで書かれたものと推測した。その

うえで、第一の手紙はグナイストに關し、第二の手紙はスタインに關するものとして振り分けたのであつた。

しかしながら、こうした振り分けには少々無理がある。第一の手紙は宛先不明の断片であつてこれ以上の詮索は困難であるし、第二の手紙は必ずしもスタインの憲法講義を聴いての報告ではなく、それはむしろグナイスト講義の報告であつたからだ。

伊藤博文は、明治十五(一八八二)年の五月中旬から八月初頭にかけての二か月半、ベルリンでグナイストの憲法講義を聴いた。これは夏季休暇で中断したが、伊藤は八月八日にウィーンに到着して、即日スタインに會つた。

そして翌九日付で岩倉具視に宛てて手紙を認めた。それが第一の手紙である。そこにはグナイストとスタインの両巨匠について、次のような記述がある。

「着欧以来、僅々二ヶ月半ニ御座候へ共、独逸ニテ有名憲法学者グナイストニ就テ、一週間三回宛ノ談話ヲ為スヲ得、外一法師ト共ニ、一週間三回宛独逸国ノ憲法ヨリ、政府百般ノ組織、地方自治ノ限界等ニ至ル迄、法学上ノ順序ニ拠リ、講窮仕、大要不殘筆記仕候故、追テ諸公ノ瀏覽ニモ可供、心得ニ御座候、今暫クノ間ハ維納府ニ滞在、当国ノ大学師スタインニ就テ同氏ノ議論ヲ聞キ可申心得ニ御座候、グナイスト、スタイン両氏ハ、当今ノ大学者ニシテ、勿論其著述頗浩瀚、各国学者仲間ノ尤賞讃スル所ノ人物ニ御座候、而シテ両氏共、其主説ハ守旧ニ傾斜セル者ト被察申候、昨日スタインニ一面識仕候而モ、既ニ其説ク所、英仏独三ヶ国ノ国体及び其国ノ学師等ノ主説トスル所ヲ分析シテ、以テ小生ノ感格ヲ興起セシメ申候」<sup>(註)</sup>

伊藤博文は、週に三回ずつ二か月半にわたつてグナイストの憲法講義を聴いた。そうした素地があつたからこ

そ、スタインに「一面識」しただけで、ただちにその「主説」を理解することができたのであろう。というよりも、スタインもグナイストと同様に「守旧ニ傾斜セル者」であることを確認できれば、それで充分だったのかもしれない。

念のためにいえば、伊藤の書簡にみられる「守旧」とは、けっして否定的なものではなく、むしろ肯定的な評価である。では、グナイストとスタインの「守旧」とは何か。それはイギリスとフランスに比しての、ドイツの「守旧」であった。

第二の手紙の、先に引用した箇所について、伊藤は述べている。すなわち、イギリスもフランスもドイツも「議政体」であることを認めたくえで、伊藤はイギリスの議院内閣制とフランスのいわば議院主導制をともに斥ける。前者は、「国会ニ於テ、衆論ノ多数ヲ占メタル党派ノ首領タルモノ、政治ヲ施設スル」制度であり、後者は、「政府ハ、国会衆議ノ臣僕ナリ」として、いずれも政府の独立性を否定するからである。これに対して、ドイツの場合は政府主導制とでも名づけるべきもので、議会に対する政府の優越が明らかだ。「独人ハ政府タル者ハ、衆議ヲ採ルモ、独立行為ノ権アリト云フ、若シ此独立行為ノ権ナケレバ、国会若シ其国費ヲ供給セザル時ハ、手ヲ束ネテ国政ヲ放擲セザルヲ得ズ、豈ニ斯ノ如キノ理アランヤ」。「衆議」つまり議会は認める。しかし、政府は議会からは独立した機関であるべきで、政府予算への議会の干渉は認めない、というのである。

政府と議会の関係についての伊藤博文の理解は、ドイツ宰相ビスマルクによる前年度予算執行主義を想起させる。その政策を学説面で支えたのは、グナイストの行政論であっただろう。けれども、伊藤の第二の手紙における「英仏独三ヶ国」の比較論は、直接にはスタイン説として紹介されている。そしてその直後に、スタインの立憲君主論の紹介がつづくのである。



もとより、伊藤の手紙にみられるグナイストとスタインの「主説」については、その異同を含めてさらに詳細な検討が必要ではある。しかし確実にいえることは、「スタイン、グナイストと伊藤博文」において、吉野作造が伊藤博文の理解に異論を唱えてはいないことである。それどころか、吉野は、伊藤の憲法修業の精励ぶりに対して、これを率直に称賛している。要するに、グナイストとスタインを一体化して、彼らに代表されるドイツの憲法論を受容しているのだ。このかぎりであれば、伊藤博文と吉野作造もまた、一体化しているのである。

伊藤の第二の手紙は、スタインに会った直後の八月九日付であった。すでに引用したが、「死処を得るの心地」の文面で知られる、やはり岩倉具視宛の書簡は、八月十一日付である。この第三の手紙に関して、吉野作造はこう論評する。すなわち、「スタインにはまだ二回位しか遭つてゐないのに、憲法上の主義に関する伊藤の自信は大したものである<sup>(33)</sup>」と。これはけつして皮肉ではない。吉野は、伊藤の理解と覚悟に賛嘆の辞を呈しているのだ。

伊藤の第三の手紙は、「英米仏の自由過激論者」に対する勝利宣言であった。同じことだが、日本の自由民権論者に対する勝利宣言であった。当時の明治政府は、たとえばロックの議会論やルソーの民権論に抗しうる近代的な憲法論を有していなかったところ、伊藤はついにイギリスともフランスとも異なるドイツの憲法論を手に入れた。

しかもドイツの憲法論は、君主の位置づけについても明治維新との折り合いをつけやすい。伊藤は、明治十四（一八八一）年の政変を踏まえて、つまり国会の開設と憲法の制定を約束した詔勅を踏まえて渡欧したのである。彼がドイツの憲法論に飛びついたのは、当然の成り行きであった。

伊藤の憲法修業は、グナイストの講義の前半部分を聴いただけで、実質的には完了している。すでに述べたように、夏休みにはスタインの講義を聴き、その後はグナイストによる後半の講義を聴いたのではあるが、明治一五（一八八二）年八月十一日の勝利宣言以降は、その信念の確認のためにのみ費やされたとしていいだろう。

伊藤博文は、明治十六(一八八三)年の八月四日に東京に帰着した。その直前、伊藤は船上で岩倉の死を知らされた。いよいよ憲法制定の重責を感じたにちがいない。帰国直後から、伊藤は憲法制定の実際の作業に着手した。その概略は別に論じたところである。<sup>34)</sup>

「スタイン、グナイストと伊藤博文」は、吉野作造の絶筆論文となった。これは昭和八(一九三三)年二月発行の『改造』誌上で公表された。その最初の読者は、鈴木安蔵である。鈴木は岳父の栗原基を介して吉野との面談を求めていたところ、吉野が入院する直前の一月八日に実現した。鈴木によれば、その際「スタイン、グナイストと伊藤博文」の原稿を執筆中であることが話題になった。<sup>35)</sup>吉野は日本憲法史研究の後事を鈴木に託した。

鈴木安蔵の憲法史研究における最大の業績は、『憲法制定とロエスレル』に結実した。ロエスラー研究である。<sup>36)</sup>伊藤博文がベルリンとウィーンでグナイストとスタインに学んでいたところ、留守居役の井上毅のもとには「お雇い」のロエスラーがいた。日本憲法の制定には、このロエスラーが決定的な役割を果たした。吉野もそのことに気づいてはいたが、この詳細は鈴木安蔵によって解明されることになる。

グナイストとスタインからロエスラーへ。憲法制定史の研究は、吉野作造から鈴木安蔵へと確実に引き継がれた。吉野は鈴木に会って、その直後に入院した。吉野作造が結核のため亡くなったのは、それから間もない三月十八日のことである。

注

(一) 吉野作造の憲政史研究は、明治文化研究とともにあった。とくに後者について、堅田「吉野作造と明治文化研究会——『ヘーゲルの法律哲学』から『嘆きの天使』まで——」『獨協法学』第七二号、二〇〇七年、一頁以下参照。

- (2) 吉野作造「スタイン、グナリストと伊藤博文」、『吉野作造選集』11、岩波書店、一九九五年、三二六三頁。
- (3) 同論文、三四三頁。
- (4) 同論文、三四二頁。平塚篤編『続伊藤博文秘録』復刻版、原書房、一九八二年、二四七頁参照。
- (5) 「何は兎もあれ、当時我々は金子氏よりも寧ろ伊東氏に詳しい話を聴きたかつたのである。そして容易に承諾を得難かるべきを想ふたが、併し三十年も過ぎたことだからそんなに秘密にせずともよからう、此儘世に公表されずに埋没することは学問の爲にも概はしい、忍び難きを忍んでも一つ此機会に話しては貰はうじやないかといふことになり、色々評議の結果、我々の先輩なる某博士を煩し、親しく伊東氏に会し学界の爲に枉げて我々の乞に快諾を与へられんことを求めることにしたのであつた。所が矢張り駄目で、氏はあべこべに今日之を發表するは機の宜しきを得ざる所以をば熱心に説いたといふことであつた。」吉野作造「明治文化の研究に志せし動機」『吉野作造選集』11、一〇一頁。文中の「某博士」とは穂積陳重のことである。この点につき、三谷太一郎「新版 大正デモクラシー論——吉野作造の時代——」東京大学出版会、一九九五年、一六三頁。また、この記念事業の成果は、『国家学会創立三十年記念 明治憲政経済史論』として一九一九年に公刊された。吉野はその編集委員であつた。
- (6) 吉野、前掲論文、三四四頁以下参照。
- (7) 同論文、三四二頁。『続伊藤博文秘録』二四七頁参照。
- (8) 同論文、三四六頁。
- (9) すでに金子堅太郎は、伊藤の洋行につき、「英吉利流儀、仏蘭西流儀」ではなく「独逸系ノ憲法」を取り調べたこと、その際「グナリスト」「スタイン」に師事したことを証言している。金子堅太郎「帝国憲法制定ノ由来」『国家学会創立三十年記念 明治憲政経済史論』復刻版、宗高書房、一九七四年、六五頁。この書物と吉野作造との因縁については、注(5)参照のこと。
- (10) 吉野、前掲論文、三四八頁。
- (11) vgl. Gerd Kleinheyer u. Jan Schröder (Hrsg.), *Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, Eine biographische Einführung in die Geschichte der Rechtswissenschaft*, 4. Aufl., Heidelberg, 1996, S.155 ff. 『ドイツ法学者事典』小林孝輔監訳、学陽書房、一九八三年、九七頁以下参照。
- (12) 尾佐竹猛『日本憲政史』日本評論社、一九三〇年、三三八頁。

- (13) 同書、三三九頁。この部分に対応する吉野の記述は「要領」であって正確な引用ではない。吉野、前掲論文、三五〇頁参照。
- (14) 吉野、前掲論文、三五〇頁以下。
- (15) 同論文、三四九頁以下。平塚篤編『伊藤博文秘録』復刻版、原書房、一九八二年、二九二頁。尾佐竹、前掲書、三四一頁参照。なお、末松謙澄『伊藤公の欧洲に於ける憲法取調顛末』『国家学会雑誌』第二六卷一、二号、一九一二年、一二七頁には、「グナイスト氏の談話は隔日、モッセー氏の講義は殆ど毎日」とある。
- (16) 吉野、前掲論文、三五一頁。『伊藤博文秘録』二九二頁参照。
- (17) 堅田『西哲夢物語』あるいは明治憲法制定始末、同『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年、二五三頁以下。同『明治二十年のファンシーボール——あるいは鹿鳴館外交の挫折について——』『獨協法学』第三六号、二〇〇五年、一頁以下参照。
- (18) 『西哲夢物語』復刻版、宮田豊(発行者)、一九七一年、一頁。「西哲夢物語」(グナイスト氏談話)、『明治文化全集』第一卷、第三版、日本評論社、一九六七年、四三三頁参照。
- (19) 『西哲夢物語』九六頁。『明治文化全集』第一卷、四七七頁参照。
- (20) 吉野、前掲論文、三六二頁以下。
- (21) 同論文、三四七頁。
- (22) vgl. Kleinheyer u. Schröder, a.a.O., S.400. 『ドイツ法学者事典』二八六頁。柴田隆行『シュタインの社会と国家——ロレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程——』御茶の水書房、二〇〇六年、ii頁以下(序文)参照。
- (23) 吉野、前掲論文、三五三頁参照。『明治十二傑』博文館、(大橋音羽筆)参照。
- (24) 吉野、前掲論文、三六三頁。
- (25) 末松、前掲論文、一三三頁。吉野、前掲論文、三五四頁参照。
- (26) 吉野、前掲論文、三五四頁。
- (27) 同論文、三五五頁。
- (28) 末松、前掲論文、一二九頁以下。吉野、前掲論文、三五七頁。川口晁弘『明治憲法欽定史』北海道大学出版会、二〇〇七年、八一頁参照。

- (29) 『伊藤博文秘録』復刻版、三〇七頁以下。吉野、前掲論文、三五六頁参照。
- (30) 『伊藤博文秘録』復刻版、二九二頁。吉野、前掲論文、三五七頁参照。吉野は『伊藤博文秘録』七六条からの引用とす  
るが、七一条の誤り。
- (31) 『伊藤博文秘録』復刻版、二九二頁。吉野、前掲論文、三五六頁参照。
- (32) 『伊藤博文秘録』復刻版、二九二頁。吉野、前掲論文、三五七頁参照。
- (33) 吉野、前掲論文、三五七頁。
- (34) 堅田「西哲夢物語、あるいは明治憲法制定始末」、二五三頁以下参照。
- (35) 鈴木安蔵『憲法学三十年』評論社、一九六七年、四五頁。
- (36) 鈴木安蔵『憲法制定とロエスレル——日本憲法諸原案の起草経緯と其の根本精神——』東洋経済新報社、一九四二年、  
とくに三二二頁以下参照。J・ジームス『日本国家の近代化とロエスラー』本間英世訳、未來社、一九七〇年、一一六頁  
以下。堅田「ロエスラーとモッセ——二人のドイツ人法律顧問——」、『独逸学協会と明治法制』八三頁以下参照。